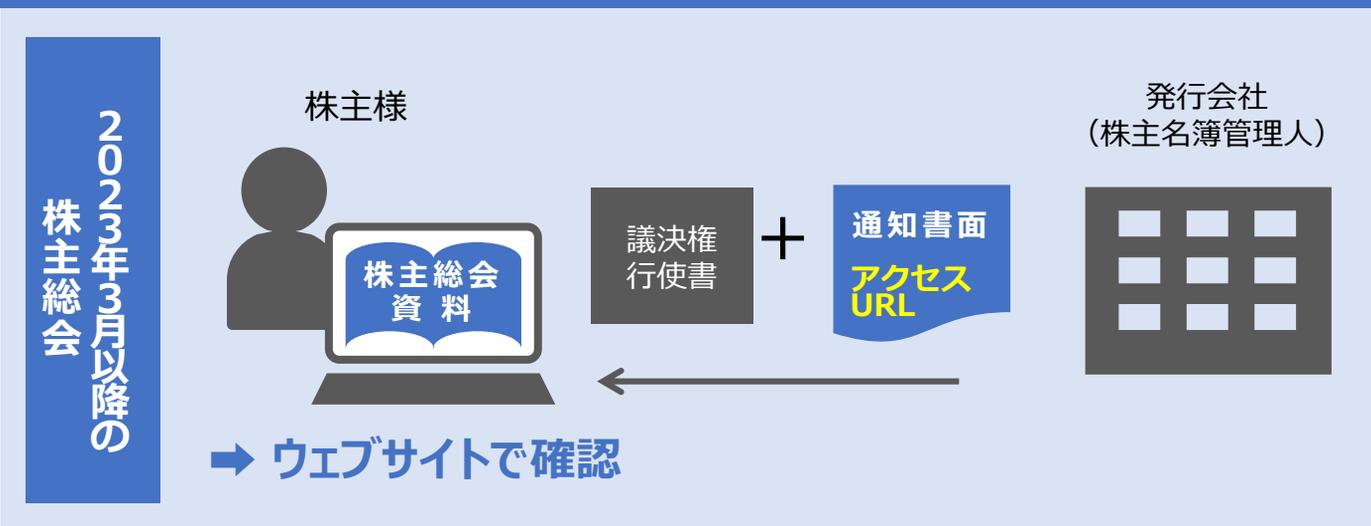
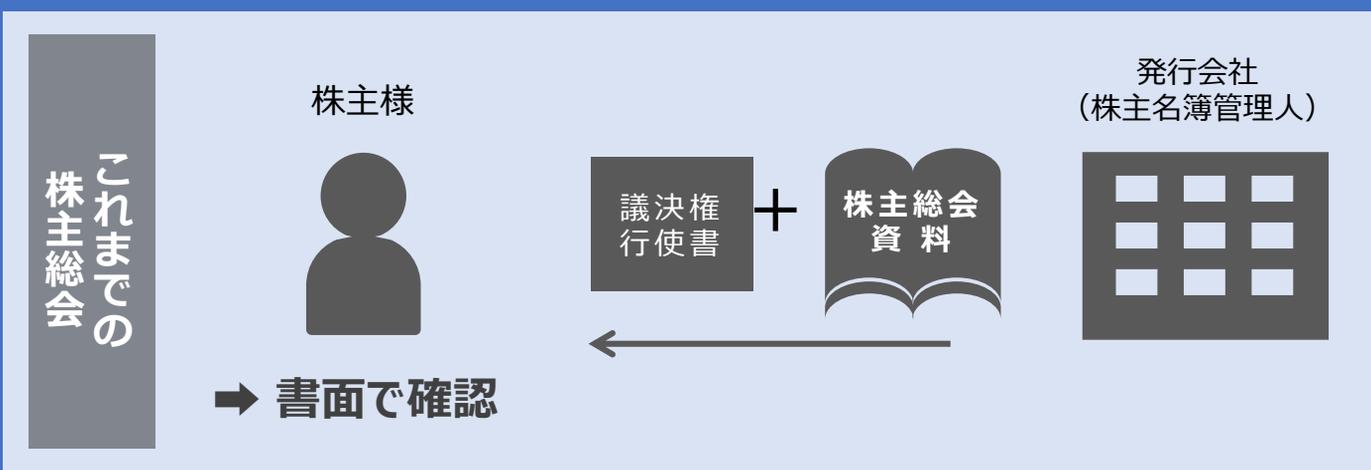


株主総会資料が 原則ウェブサイトで電子提供されます

2023年3月以降の株主総会より、株主総会資料はウェブサイト※にアクセスし、ご確認いただけます。

※ 発行会社から、株主総会資料が掲載されたウェブサイトへのアクセス方法等を記載した招集通知（以下、通知書面）が送られます。



- 株主総会資料とは、株主総会参考書類、事業報告、監査報告、計算書類、連結計算書類を指します。
- 本制度は投資法人（J-REIT等）も本制度の対象です。
- 発行会社の意向により、電子提供制度開始後も株主総会資料が書面で送付される場合があります。

インターネットのご利用が難しい株主様は、 「書面交付請求」が可能です

Q1. 「書面交付請求」とは？

⇒A. インターネットを利用することが困難な株主様を保護するためのお手続きです。
お申し出いただいた株主様には発行会社より株主総会資料を書面でお送りします。
なお、書面交付請求を行わなくても、URL等を記載した招集通知は必ず書面にて送られます。

Q2. 「書面交付請求」の受付期限は？

⇒A. 株主総会の基準日までにお申し出が必要です。

Q3. お手続き方法は？

⇒A. 発行会社（株主名簿管理人）にお申し出の場合は、書面での受領を希望される銘柄ごとに
申出書面をご提出ください。
証券会社にお申し出の場合は、その証券会社で保有している銘柄のみ手続きが可能です。
お手続きの詳細は、口座を開設している証券会社にお問い合わせください。

Q4. 費用はかかりますか？

⇒A. 証券会社へお申し出の場合、証券会社がそのお申し出を発行会社（株主名簿管理人）に
取り次ぐための手数料をいただく場合がございます。

【注意】

- ・書面交付請求は2022年9月1日以降に可能となります。
- ・書面交付請求は一定期間経過後に失効することがあります。
- ・お手続き後、その銘柄を全て売却してしまった場合には、あらためてお手続きが必要な場合がございます。

👉 株主総会資料の電子提供制度の内容について詳しくはこちらまで

🔍 法務省HP https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00001.html

書面交付請求の手続きなどについてはこちらまでお問合せください。